

山口一般マツダ 田坂 一朗さん

皆さん、こんにちは。山口一般労働組合からまいりました、マツダ訴訟原告団の田坂一郎といたします。よろしくお願いいたします。今回この会場へは、原告団3名で来ています。簡単ですが、活動報告をさせていただきたいと思います。私たちは、昨年2月28日に、マツダ訴訟原告団を結成しました。当時マツダで派遣切りにあい、山口県労連に労働相談に来ていた派遣労働者は約21名ほどで、そのなかの17名で立ち上がりました。まず山口労働局に、マツダが労働者派遣法に違反して、派遣労働者を働かせ続けていたことについて申告しました。これは、その年の6月に、労働局からマツダへの是正指導が行われています。マツダへの正社員としての地位確認を求めて、昨年4月30日に山口地裁に提訴しました。裁判はこれまでに4回行われました。いままで原告団8名が意見陳述を行っています。4月7日、5回目が行われます。あつという間の1年でした。しかし、大企業相手に長いたたかいになりそうなので、たいへんだと思います。

私たちを含めた、マツダで働いていた派遣労働者は、現場でも残業時間や休日出勤、有給休暇の申請など、マツダの正社員とまったく変わらない立場で働かされていました。当時、そのような形で何年間も働いていた派遣労働者は、700名以上もいたんです。それが解雇や雇い止め、いわゆる派遣切りによって、ほとんどの者がマツダから追い出されました。たった紙切れ1枚で解雇、雇い止めにあった私たちを含めた派遣労働者は、派遣会社が提供していた住居も出なければならなくなり、まさに仕事も住むところも同時に失ってしまったんです。要るときには思いっきり使って、要らないときにはぱっきり切り捨てる。人を物のように扱う。それ以外の何ものでもありません。

皆さんは、労働者派遣法をご承知だと思います。私たちがマツダでバリバリ働いた時の法律です。派遣労働者を受け入れる会社は、同じ場所で同じ作業を1年以上させる場合には、正社員にするように派遣会社に働きかけなければならないんです。じゃあ1回辞めさせてまた雇えばいいんじゃないか。しかし厚生労働省の指針で、同じ場所、同じ作業でまた派遣で雇うためには、3か月以上あけなければいけないというのがあるんです。そこで、マツダと派遣会社は考えました。そしてマツダは、3か月と1日だけ私たちが期間工として雇い、また派遣社員に戻して使い続けるという、違法な不法行為を行ったんです。もうけるためには法律をやぶってもかまわないというやり方は許せません。労働者を安く使ってぼろもうけ、景気が悪くなったら即辞めてもらう。私たちは完全に物扱いされました。マツダは「人、従業員を大切にすること、個々の人権の尊重することは、われわれ企業が果たす基本的役割であると考えています」と言っています。私たちはマツダに、働くルールを守るといふごく当たり前の、大企業としての社会的責任を果たせたいと思います。私たちのたたかいは長くて困難なものになるでしょう。

私たちのたたかいは、自分たちだけのたたかいにとどまるものではありません。パート、派遣などの非正規労働者、正規労働者の働く権利を守ることに繋がっていくものだと確信しています。

いま、国会で審議されている労働者派遣法の抜本改正のたたかいと並行して裁判勝利を目指していきたいと思います。そして、これこそが憲法25条が保障しているだれもが健康的で文化的な最低限度の生活を営む権利、人間らしく働き生きることだとほんとうに思っています。

まずは、訴訟原告団 17 名、団結を守ってたたかっていくことは口で言うほど簡単ではありません。しかしながら、皆さんに支えられながら一丸となって明るく元気にたたかっていこうと思いますので、これから先も応援してください。

そして、今日は松山の交流に来ました。この後の交流会もほんと楽しみにしています。連帯と団結なしでは絶対続かないと思います。これからも頑張ります。よろしくお願いします。(拍手)